

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の方法の認可申請に関する面談（5-8）

2. 日時

令和2年6月19日（金） 13時20分～15時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊係員、池永技術参与、上原技術参与、吉村技術参与

原子力規制部 専門検査部門

千葉管理官補佐

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他6名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

NRA 殿からのコメントに対する対応状況（5次申請）

補足説明資料集

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁アリタ
0:00:02	はい。
0:00:09	本日は例は 2 年 1 月、
0:00:20	内容としましては、先週 6 月。
0:00:29	申請内容について、
0:00:31	その他追加のコメントに対して、
0:00:36	まず最初に 10 日の面談コメント
0:00:45	最初、
0:00:46	そう。
0:00:48	はい。
0:00:49	ナガイです。
0:00:51	これは最初にですね、12 日の面談コメントの回答で、一部追加の事実確認をお伝えします。
0:01:00	でもっての資料の 2 線、
0:01:04	11 番。
0:01:06	ね。そうか 2116、17 も考えて、
0:01:11	じゃあ、
0:01:12	今回で最初に、共通事項は幾つか事例のお伝えしますけれども、共通部分の、昨日、
0:01:25	今回申請範囲の附属配管／とか弁等については、使用表とか図面等で申請対象範囲を明確にしてその腫瘍がわかるように記載してください。
0:01:41	記載値としては主要表の 1%とか系統図などが考えられますんで、特に安全機能番号が単独で割り振られていない附属の設備機器については、安全機能を有する施設として、
0:01:58	親機国旗の関係ですねその他附属設備として、との関連を明確にしておいてください。
0:02:07	いや、それから 2、次にですねコメント等のやはり同じ 20202022 に関連する事項として、加工事業許可申請書での事故等の拡大防止、閉じ込め機能が期待されている。
0:02:24	設備機器につきましては、当該事業事象発生時の環境条件についても設計条件を明記するようにしてください。その上で、その環境で損傷しない。
0:02:39	設計としていること等にある構造強度ですね、使用表図面等に記載し、当該設備に求められる安全機能が発揮できる設計としてることを添付説明書に記載して説明してください。

0:02:56	トピックとしては気体廃棄設備のスクラバとかですねもしくはフードボックス、防護カバーとダクトとか、
0:03:07	など、一部記載が不足している部分が見られましたのでお伝えします。
0:03:14	サッカーましてコメント 2122 番ですけれども、申請対象設備を分割する場合は、今回の申請範囲と次回更新申請する範囲を使用値を図面から添付
0:03:33	そうで。
0:03:34	識別できるように明確に記載してください。また最終的
0:03:40	実際漏れがないように、添付書類の地域の中にですね、表 3-1 で設工認申請対象の申請状況、それから、表 3-2 で建物及び設備と設工認技術基準の対応表、
0:03:56	あとで今回申請範囲とそれから次回以降、申請する。
0:04:03	が記載されてますので、その中で明確にして管理してください。
0:04:10	それから、続きまして、コメントの二重 2122 番に関連する事項ですので、警報とかインターロック等に関わる安全機能について、今回の申請で系統内の
0:04:27	一部の設備機器、例えばインタロックですと掲出負担から制御棒サトウた。
0:04:34	というか来も含みますが、その一部が申請されないものについては次回以降の申請するものであることを明確にして識別してください。
0:04:45	同じく 2122 番の関連で、今回申請対象とする警報インターロックの安全機能については、当該た 6 に関連する配管の寸法であるとか、ポンプの容量を削減しよう。
0:05:05	そうですね。1 構造及び設備に含めて申請書に記載してください。
0:05:12	特に来た白金系のスクラバ
0:05:16	周りの構成機器とかですね、ポンプの排風機ダンパーと。
0:05:22	については、一部申請が今回ないものとか、幾つかありますので、
0:05:32	申請する範囲については、
0:05:34	はい、被災するようにしてください。
0:05:38	同じ番号ですが、事故時には富士機能が期待される設備機器については、許可申請書の自己評価を踏まえて、系統全体として求められる機能性能を発揮できる。
0:05:55	設計ざることをテープ説明書に記載して説明してください。
0:06:01	それから 2128 番の関連ですが、インターロックの設定値最高使用圧力の考え方について、今回
0:06:14	ここはいろんなインター事項であるとか、試験条件変わってきますので、再確認になりますけれども、
0:06:23	載せ

0:06:24	一番高いところからちょっと設計上定める最高使用を強くであるとか温度ですね、こちらが一番最大ですね、基本的にそれと同じかそれ以下で許可の制限値。
0:06:39	熱的制限値であるとか、そういう関連する
0:06:43	与えて、さらにはそれを越えることのないようにインターロックが設定してあるんであれば設定値ですね、その内訳の中で、通常の運転範囲の上限下限があるということで、インターロックの設定値とか許可の制限というか最高
0:07:03	いや、圧力については使用表であるとか、とは言った 6-60 等で明確にしてください。
0:07:12	これは向こうだっで行われる使用前自主検査、
0:07:17	今、4 月から自主検査、事業者検査費用前事業者検査の判定基準にもなるものなので、
0:07:27	明確にするようにして、
0:07:29	図面等ですね確認するようにしてください。
0:07:34	だから、通常の運転管理値は 1 ファイルについては、特に認可事項とは考えてにはなりませんけれども、インターロックの設定値の適切性を説明する際にですね、必要に応じて説明しており、記載して説明をしてください。
0:07:55	それから、同じく
0:07:57	はい。
0:07:59	128 番のコメント回答の中で、運転温度の上限値
0:08:05	というのが最高使用圧力とそれからインターロックの設定国の間に、
0:08:16	記載されておりましたけれども、ちょっとその意図がわからなかったので、
0:08:22	が許可申請書に記載した。
0:08:29	もともと制限。
0:08:32	して記載するようにしてください。
0:08:36	だから、最高使用圧力については、機器の設計上定めがたいと、先ほどもお伝えしましたが、高度技術基準規則の第 15 条 2 項の解釈の別記 13 ですね。
0:08:51	溶接部の耐圧試験等の試験、圧力を決定する際の基準となる圧力になりますのでこの圧力も明確にするようにしてきた。
0:09:04	パブコメ等の 2119 番で、事業許可申請書から
0:09:13	ね。そうですね、加工事業の許可の申請段階からですね、認可を受けた申請書から非常用の負荷設備を、
0:09:22	変更している場合につきましては、変更内容を事業許可との相違点に記載し説明してください。これ今非常用店舗の副点検にぶら下がるかああの例ですけども、

0:09:39	それ以外の
0:09:42	安全機能を有する施設についても、ここからの変更点があればもれなく記載するようにしてください。
0:09:49	以上が共通になりますので、あとちょっと個別の設備まで入ってしまいますが、UALVICだにつきましては、今回ですね、使用場所が3ヶ所ですね、安全機能も同じようです。
0:10:06	三つ持っています。蒸発器の中です使用する場合と、それから転換工場で使用する場合、それから経常主張するで
0:10:19	使用する場合と3ヶ所がありますので、現状の主要表では、いろんな設計条件とか、安全費、
0:10:28	技術基準に基づく使用はですね混在している状況ですので、今後の申請ですさらに複雑になることも予想されますので、次回更新申請する予定の設定、
0:10:43	設計終了考慮してですね、使用場所ごとに保安ぜ。
0:10:49	区別してひょう分割分割といいますかね
0:10:55	わかりやすく工夫して申請するようにしてください。
0:11:00	私のほうから、とりあえず、まず、
0:11:03	ここまでなんですか。
0:11:04	それから、
0:11:15	なお保守的なので、チバたまずいうと、
0:11:23	結構鉄道ですね、これについては、いずれなりで、べく必要だとかであって、あと端部が上がってきたされるか当たってた上でやっぱ性だとか、
0:11:38	それから、
0:11:45	それではお考え方でご出席を前日の上限レベルだったんですけど、相談を考えているわけですね、あと跨ったところがあると思いますので改めて高丘幼保でたっていたきたいと思います。
0:12:00	それから
0:12:03	みんなの状況ねへの記載についてはですね、ちょっとから防護文化っていう形で記載を下って保全であって、
0:12:13	どれ。
0:12:17	はい。紀州長アリタ続きまして、
0:12:21	実家経営個別の
0:12:30	蒸発器、
0:12:32	コールドトラップ心トラップ小フード簿へUFフードボックス、これは、
0:12:37	それでお伝えしたいと。

0:12:40	まず時蒸発機関係ですが、今回、地震インターロックの制御盤の当期場所低角ホスト拡大してもらおうということでお話があったと思うんですけど、安全、これに追加で電動とのインターロック後支援だという方針たらこちらこれは制御盤の場所が
0:12:58	要は、申請書だとわかんないので説明をつくり付け加えるようにお願いします。
0:13:03	次に、技術基準 14 条の 3 項で、これ円筒の飛散物に対する防護なんですけど、これについては先日の説明でみんなで蒸発機等の上にもこれもあります。これについてはまた耐震重要度この一様にしてるんでは、
0:13:22	落ちてこないということで防護対象にはならないということを知ってるんですけど、これについてはクレーン自体の正しい評価というのが、関係でいきますので、次回以降、このクレームを申請する際にあわせて説明するようにお願いします。
0:13:38	次に、申請書の 1631 ページ、設計基準事項の考え方についての資料なんですけど、この中で、
0:13:49	漏えいを圧力 0.4 っていうのがあると思うんですけど、
0:13:53	この辺りの設定根拠として、こういうパイルの方向も 108 度、
0:13:59	学校、通常運転温度範囲上限であると思うんですけど、でもこの数字 108 っていうこの通じる場所なんですよ、これは炎 1491 ページの一覧表で言うところの
0:14:11	かかれる防止インターロックの設定範囲の上限値のことだと思うんですけど。
0:14:16	この辺りを採用するのであれば、圧力については
0:14:24	圧力こうインターロックの設定範囲が 0.3 が 0.39 漁港の上限値 0.39MPa。
0:14:32	上限になるんじゃないのかなということで、ここでこれをちょっと説明処分すると装置というずれている。
0:14:40	説明をお願いします。
0:14:43	次に
0:14:46	蒸発器関係で四つ目ですが、39 ページの使用表の地盤も設計なんですけど、蒸発器の設置場所として工場と転換工場ともコンクリートで書いているんですけど、蒸発機についてはこれ、
0:15:02	原料倉庫地下ピットに置いているんでこれどうコンクリートでなくてピットの床スラブじゃないかと思うんですけど、これは整理して、
0:15:09	最後、 α 無料をお願いします。
0:15:13	続きまして、コールドトラップ及びコールドトラップ賞について。
0:15:17	の
0:15:18	なります。

0:15:20	どうぞ。
0:15:21	まず、使用表 46 ページの使用表の安全機能を有する施設として、14-1 の接続設発生これらで設計基準事故時のその条件が書かれてると思うんですが、
0:15:36	コールドトラップフォールトさ等、設計基準事故の選定になってるのって蒸発器のUF支筋配管の破断であってこういうトラックの発想は想定しなかったはずなんで、このセット設計ぼわっとしないだろうか
0:15:54	その蒸発器からのUF自己改革の波及的影響であればこの 14.1 の設立しておけばそん中에서도設計基準事故の環境においてその読めると思うんですが、これの整理お願いしますよ。
0:16:11	申請書の補正 445 から 46 ページねえっとコールドトラップ及びビコールドトラップ所遮断弁までの本体から遮断弁までの何か評価について設計があればあるんですが、これがちょっと本文町で読みわかるよ。ちょっと。
0:16:28	改訂案じゃないかと、これについては、設計基準事故の選定にあたって、この 1445、6 ページにあるの強化をしているので、いうコールドトラップ構造サンプ相の漏えいを省いて、
0:16:45	DB、
0:16:48	UF買掛と蒸発機よろしく配管のカラム漏えい性を選定しているというのは前提条件になってますので、これはちょっと許可っていうよかったのに、認可事項の一つなると思いますので、その方も図面に反映するというのをお願いします。
0:17:06	次、1497 ページの関係で、圧力こうインターロックの設定値の考え方があると思うんですけど、蒸発器の場合は本体加圧する 5kmで圧力損失を考慮し、少し圧力をされてると思うんですけど。
0:17:23	工事。
0:17:30	そう。
0:17:32	最後とコールドトラップ関係の四つが、これは蒸発器のようなかぶるんですけど、温度高インターロック圧力こうインターロック後フォールト各社の保守のインターロック。
0:17:43	これは制御盤の場所が起らないんですけどもこれは船舶航行して、
0:17:49	確保することよろしいんでしょうかということで、
0:17:54	次にという要職相当多くこれもまちおこしてるんですか、施す関係で設置を検証
0:18:07	これを
0:18:10	ノーリターン、
0:18:12	と思います。

0:18:19	ちょっとここは何か手当てということによって、
0:18:24	MWってできるのであった方の回答なんですけどピタッと制御盤ですけど、今回申請してる高く評価はすべて箱に
0:18:38	この別物でてるけど、だって、今、
0:18:44	それでは個目と明日対応だっただき、
0:18:47	規制庁アリタですインターロック制御棒がでも転換加工室ってことですね。
0:18:55	はい。
0:18:59	はい、承知しました。続きまして、
0:19:03	規制庁ナガイ
0:19:05	今の関連で、
0:19:09	どう。
0:19:10	制御盤についても、その設置位置については補正が申請書でどっかよ図面とかですね第6図と読み取れるようにさせていただきます。それから46ページのこういうのトラップの
0:19:27	安全機能を有する施設のですね、設計で14cmの切6塗装仮設8で、設計基準事項は想定されていないんですけれども、許可の要件、
0:19:43	等です、あの要求事項があるのであれば、それはもう単純に
0:19:52	なんて言うんですか、被災削除するということではなくて、許可のこういう要件に対してこういう設計をしていますという案の説明をするようにしてください指摘を受けたから、前段でも削りますってということのないようにお願いします。
0:20:16	メールなどで多角的経営しましたので、これとあとは回答の方って説明させていただくつもりなんですけど、このぱっと着弁から構造仕切弁ですね、ここがですね、構造だと以下全国的を踏まえてやっておりますんで、ここの漏えい。
0:20:36	為替があるということで、こういうラック結果的にはですね、ホールドアップにはこの左があって、妥当だということでございますので、それを丁寧に説明させていただきます。
0:20:47	はい規制庁永井です。そうですね、先ほどもお伝えしまして親と子機の関係で、特に附属配管についてはどうかの焼きついているので、その記載であればですね、それも踏まえて、親機の収益に帰っていただくと。
0:21:06	いうことはよろしいかと思えます。
0:21:15	はい。
0:21:20	次進めてよろしいですか。
0:21:26	はい、いろいろあります。はい。窮状ある程度それでは続きまして、
0:21:34	循環貯槽等隻を三つ方向、
0:21:40	これ、

0:21:45	はい。規制庁タナベです。そしたら今ありました3点確認させていというか確認していきます。
0:21:53	循環貯槽なんです、こちらのセクターの材料についてお伺いします。1008ページですね温度上昇分の記載がされているんですが、これはエジェクタの材料の記載で■■■■■を使用することに
0:22:12	やっております。実際日本材料知覧でも■■■■■ 使うことになってるんですが、ここの質問っていうのはもう単純にエジェクタ■■■■■だけでいいんですかっていうことですね、他の配管で■■■■■しているっていうようなですねそういったような記載になっていますが、
0:22:32	そういったような記載になっていないので、もしこれが■■■■■しているのであればそういうふうな記載をしてください。でもそうでないのであれば、■■■■■があるのであれば、それって技術基準のうち、上記要件であったりとか、あとは使用する温度圧力情報問題はないんですかというところの質問になります。
0:22:54	続きまして、同じ育英セクター関係なんです、これは1439ページの記載ですね、こちらのところの記載で圧力異常時泡温度異常に対する加熱TC概要ところでコネクタに対して流れる、
0:23:12	いう単位の圧力ですね結構あの高圧が書かれておまして、またこの差異がですねページ352ページに記載されている圧力とまっ整合がとれておりませんので、そこについては整合がとれるような形で記載するようにお願いいたします。もしくは何らかの説明をお願いいたします。
0:23:33	で、あわせてですね。次ちょっと耐震関係になっていきますが循環貯槽に接続されてるヘクターなんです、配管の一部として、されていますが、構造解析モデルに反映されていないんですけど循環貯槽作用荷重にはこれセクターで考慮されているんでしょう。
0:23:53	前駆たのですね、支持方法ある循環貯槽の評価の影響もね含めて説明するようにしてください。
0:24:03	続きましてこれも耐震計算書提示1168ページ
0:24:09	こちらがあるんですが作用荷重としまして、注1にですね循環貯槽位置の計算結果より設定しますというふうな記載がされているんですが、これ具体的にどういった荷重状態が反映されてるのか説明をお願いいたします。
0:24:27	あとですね荷重の作用点循環貯槽の(1)(2)の課題時点とですね異なるんですが部材等の応力評価に影響がないのかを説明をお願いいたします。
0:24:40	続きまして循環貯槽沼津最後ですね、コメントなんです、これは仕様表に地震による損傷で※1 配信の配管の一部として評価しているため省略今※2 枚インターロック核種は、第三種類のため省略というふうに記載されてるんです。

0:25:00	が使用表にはですね当該設備の設計仕様を記載して誤解を招くような表現をしないようにお願いいたします。3連動のため省略しているっていうのが3類だから、耐震計算書を先方省略しているっていうふうな無理だと思うんですけどそういうふうなことがわかるように、
0:25:17	お願いいたします。他の設備についても同様の規制やれば修正するようにお願いいたします。
0:25:25	循環貯槽については以上となります。一旦切りますがこれ不明点ありますでしょうか。
0:25:38	メールアドレスセットが起こっているのもまた
0:25:44	これであえていただきます。はい。お願いいたします。
0:25:49	続いて堰ですねこちら短いですが、まずですねこの石英スピード38ページの表なんですけど、温度上昇分堰の温度上昇が何ぼっていうふうな記載はされてるんですけどこれって温度上昇分どこを指しているんでしょうかっていうところの赤字の確認です。
0:26:08	続いて、同じ表ですね、隻の使用材料は記載されているんですけど、こちら鉄材料だけ書いてあってコーキング材記載されておりませんで他の設備切ってそういったところまで記載されているんですけどこのコーキング材一定なぜこの記載されていないんでしょうか。もし抜けて、
0:26:28	のであれば追加で書いていただきたいと思います。
0:26:31	最後に使用表の記載ですね、今回の技術基準の要件の8-2の説明にこれが責任はですね記載されていないので該当しないのかもしれないんですけど労政検知の契約にですねシールド付ケーブルっていうのは実際使用しないのでしょうかという点
0:26:49	ご確認を少し説明をお願いいたします。責任については以上となります。この3.何か。
0:26:56	含めてございますでしょうか。
0:27:03	本当にお金是对応させていただきます。はい、ありがとうございます。そしたらちょっと続きまして、分析ツリー飛びたいと思います。
0:27:14	まず許可の記載なんですけど、この許可の申請書の中でですね、ページ189ページの中で分析のためにですね、初層の付則の配管からサンプリング土曜日にサンプリングして分析するに搬送しますって記載されているんですけど、
0:27:31	サンプリングの図ってどこにあるんでしょうかっていうふうな質問です。後ですね今回今回の図面の中でっていう攻めて記載されているんでしょうか。このサンプルっていうのを使用するの分析設備に持っていくっていうことなんですけど、今回のですね設備の具体的にどれに

0:27:51	このサンプリングしたものをですね持ついるのかっていうのがちょっとわからないのでちょっとその点御説明をお願いいたします。
0:27:59	続いてですね、これは4時先生の内容の整合の確認なんです、今回ですね不純物分析設備、こちらの仕様表で排水タンクがございますので配水管をもちろん水入っておりますが、これですね4時申請の時の建物の溢水の評価の中でですね、この
0:28:19	タンクの水量っていうのはちゃんと含まれているんでしょうかという確認です。含まれているのであればちょっとそういった増え旨を御説明をお願いいたします。
0:28:29	続けていきますと、
0:28:32	こちら起債のちょっと不備かなという感じなんです、ページ263ページ設工認載せのページですね。物性測定設備の仕様表なんです、この閉じ込めの中で保管庫のサンプルを保持できるようになってというような記載があるんですが、
0:28:49	今回の補正申請でサンプル保管庫は不純物分析設備の一つとしているというふうにしちらの考え方を変えていると思いますのでこちらの記載は必要ないのではないのでしょうか。ちょっとあの、記載の確認をお願いいたします。
0:29:04	続きまして同じですね、今度はページ1483ページの表なんです、これもサンプル保管庫側の物性測定設備の機器の一つとなっているんですが、これ同じです不純物分析設備の一つと構成としているので、その記載を修正するようにしてください。
0:29:24	ほかにも表の予備らしいですね、ページ1470から71ページの閉じ込めの説明書なんです、こちらにですね呼出てる表が6-14表っていうのを呼び出してたりするんですがこれ6-10秒が正しいんじゃないでしょうかっていうふうな確認、
0:29:44	させていただいております分析設備についてはとりあえず以上ですね、改めて御説明を質問させていただきますが不明点等ございますでしょうか。
0:30:01	MNFハガです。
0:30:04	いただきましたコメント、
0:30:09	については記載の不備であること。
0:30:16	コメント言ったの不備があることは確認しましたので的に修正させていただきます。
0:30:23	改定後、
0:30:25	タンク、
0:30:26	一定量についてなんです、
0:30:29	恒設申請と決算479に書いてあります通りでございます。

0:30:49	原子力規制庁の永井です。今の点は、地震性のところには書いてあるんですけど4時申請の溢水量の
0:31:00	3点目がですね、大きくりになっているので、この溢水防護区画の中でどれが該当するのかっていう内訳が出ていないので今確認しきれていない状況ですからですね、安全、
0:31:17	今後の、まだ今回ですね、同じ区画の中でも、おそらくまだ引き続き出てくるものもあると思います。やろう液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が今後も出てくると思いますので、
0:31:33	内訳を明確にした上で、今回の設備はこれですということで説明するようにお願いします。
0:31:46	はい、承知しました。
0:31:50	タナベからは以上となります。
0:31:57	はい、規制庁アリタです。では続きまして、
0:32:06	焙焼還元設備混載機
0:32:14	規制庁のイケナガですが、
0:32:17	まず、ページ67の表の1節、13分先の仕様表のどこなんですけれども、ここにはですね、
0:32:26	呼び出している図面、つい施設の16なんですけど、共通課題も紐づけされてるわけですね。そういうことであれば、関連設備として変更内容のその改造ですね、のところに、この共通課題のことを記載をお願いします。
0:32:43	ということです。
0:32:45	次は69ページ目なんですけども、
0:32:50	表のイの節の14の充填装置の閉じ込めの機能なんですけど、
0:32:56	この10-1の
0:32:58	容器取り出し部は開口部がない構造と書かれております。具体的にこの構造がどういうことになっているのか。パッキンとかいろいろ使うと思うんですが、その辺の説明をお願いします。
0:33:12	それから容器取り出しだけじゃなくてですね、充填装置本体の閉じ込めの閉じ込めの機能についても記載をお願いいたします。
0:33:22	次、344ページ目になりますが、つい範囲の1、ここにですね、立面図を入れていただきたいんです。だ立面図によって各機器の高さ関係がこれでわかると思いますので、この図は上のほうが少しあいておりますので、ちょうどそこに
0:33:41	図を入れていただきたいということでございます。
0:33:44	次、351ページなんですけど、1ページ目なんですけど、というおつ配管の
0:33:52	配管カバーなんですけど、この図が非常にちょっとよくわかり、

0:33:56	検査。
0:33:57	過去、
0:34:08	それからフロアから
0:34:10	フロータンク中央通ブロータンクのラインにですねにつきましては逆止弁がついている。
0:34:17	閉じ込め機能の観点からすればこれ申請勸奨
0:34:21	ちょっと思います。
0:34:25	それから、
0:34:26	という腰痛の
0:34:29	バックアップフィルターからブローは通過逆止弁のラインが申請対象から外れているということについて根拠を明らかにしてください。
0:34:39	ついでにおつNOVAK
0:34:42	このエアフィルター除染交流
0:34:48	えっと次
0:34:52	要は、
0:34:55	カバーの材。
0:35:03	外径だけがぽんと書かれておりまして、最近のほうが言葉の通り、中で期待が旋回するんだと思うんですけども、例えばガイド弁があるとか、或いは吹き出しのところの角度をつけて期待に流体へと回転させるというような
0:35:20	ことかと思うんですが、その辺が一切わからないので、その辺の説明を追加してください。
0:35:27	次、384 ページなんですけども。
0:35:31	油圧あったということを受けホッパーから粉碎系の流入配管を記載してください。これだけちょっとわかりにくいと思うんですけども。
0:35:40	ページの 351E-を系統図ではですね。
0:35:46	受けホッパーから粉碎机ストレートに言う腰痛の粉末が落ちるようになってございますが、それ以外にですね横にバイパスみたいな配管が載ってるんですよ。このことを指しております。で、これはページ 384 の図にもですね。
0:36:04	油圧お客ホッパーからって言葉だけ書いてあって配管が示されてないんですね、こういうことでは困りますので、配管をちゃんと実施してくださいということです。
0:36:14	それから減速機がございましてその横に円が書いてございます。その辺は何を意味するかということも説明をお願いいたします。

0:36:25	次、385 の重点装置の平面図なんですけども、その点ですね。充填装置とフ ードボックスの接合部ですかね、そこの外側の部分に斜線が引かれた、そうい う部分がございます。
0:36:41	これは何を意味するかがわからないのです。
0:36:46	それから、平時の 380
0:36:51	ここにアンカーボルトの
0:36:55	数が書いてございまして徐行除去本数と 16 ポンプというのを書かれてるん です、この意味がよくわからないので、説明をお願い。
0:37:05	それから、ページ 733 なんですけども。
0:37:11	それと技術基準への適合性に関する説明なんですけど、括弧 2 で設計基準事 故の記載が書いてございます。ここはですね、設計基準事故に工場と転換工 場は、
0:37:27	対象でないはずなんです、工場等の成形工場だと思うんですけど、ここの記 述がどうしてここに入ったのかわからないので、説明をお願いします。
0:37:39	それから、ページ 738 なんですけど、下から 4 行目の記載で上位の位置にク レーンがあるが、耐震重要度分類に適用する材料選定及び据付けが行われる というそのような記述なんですけど、
0:37:58	ここはそうじゃなくて、
0:38:02	クレーンに落下防止対策をちゃんと施しているんだ。
0:38:06	そして配管やダクトも耐震重要度分類に適用する適応するところの材料選定 及び据付けが行われて、このような記述が正しいものじゃないかと思いま すのでご検討お願いいたします。
0:38:20	次、ページ 1034 なんですけど、11-3 の説明に主要な構造材は、不燃性材料 または難燃性材料という、そういう記述になってございます。
0:38:36	ところがこの関連するところの使用表示はですね、不燃性材料をにつきまして は材料一覧ですべて金属材料になっておりますんで、そういう仕様書でもその 不燃性材料となっているし、
0:38:52	材料一覧でも金属材料になっているので、ここの文章の難燃性材料という のは要らないのではないかと思います。ご検討お願いします。
0:39:02	それから、1207 ページなんですけども、粉砕機の耐震設計書のところなん ですけども、ここですね、針の表現山形高っていうのが書かれてございま すが、これは一体どの部分に使用されるのか。
0:39:19	図面とか本文とか図面ではわからないので確認していただきたいと思いま す。
0:39:26	次、1225 ページなんですけども、これ充填装置の耐震設計書です。ここ もですね、梁の効果としてですね、 XXXXXXXXXX とい うのがござい ますが、

0:39:42	ページの 385 年分や図面では、
0:39:47	確認ができません。
0:39:49	で、
0:39:51	建設され、
0:39:58	荷重値というところがですね、これバーになって言ったらゼロってということだと思うんですけども、このようになっております。
0:40:05	わからないのはですね、ウランとかウランっていうか油圧粉末。
0:40:17	重量に
0:40:19	フォールされているのか。
0:40:20	という
0:40:23	建設の 3、
0:40:27	単位重量のところで、これがどのように考慮されているのかの
0:40:34	次に、1430 ページ。
0:40:37	これは過加熱を防止する設計。
0:40:43	この記述。
0:40:45	ここに書かれてるだけで後ろのほうには一切説明がないんです。
0:40:49	なぜこのような記述を追加したのかを説明をお願いします。また必要であれば、後述していただきたいという説明を加えていただきたいということです。
0:41:01	それから最後になりますが、1464、粉碎機から局所排気系の系統が本文図面で確認できない、これ先ほどの 29 のところの中の
0:41:15	もう一致するんですけども。
0:41:17	そういうことでこの説明をお願いしますということです。以上です。
0:41:29	議案高校までのところで何か。
0:41:33	配当とか、
0:41:34	それから、ご質問ございますでしょうか。
0:41:39	イケナガは、別途移転価格になっていただきたいんですけど、ちょっと図的な 5 ppb軽度の
0:41:48	それではオペが時あつですけど、サイクルの当病院の機能とかそういうものを明確にしなさいというようなことでければよろしいと規制庁のイケナガですが、鉄塔の絵ではですね最近外径わかるんですけど、中の構造が全然わかんないんですよ。
0:42:05	ひょっとするとその巡回させるための何かGuide弁とかですね、何か仕組みがあるのかなってことを考えております。そんなものなくて、単なる吹き出し口のノズルっていうかねその角度を変えることで、先回させるのかその辺がわかればということで、コメントさせていただきました。

0:42:26	ラドで増えたのは全然変わったりもらってるってAサブグループ倉真流れ変化と言ってるだけだからわかりきって、
0:42:37	秋葉イケナガですよろしく願いからへと。
0:42:40	はい。
0:42:41	だめかって言う5ページの充填装置の斜線部、そこがあるけれど、
0:42:54	ここの辺りのことでやって。そうですね。
0:42:57	何か要らないんですけど、もし何か意味があるのかどうかということですけど。
0:43:02	はい。これはですね仲良くなっている動いたって書いておきますので、熱いわけですね、受け取りましたので、書き方となっていただきます。よろしく願います。はい、以上とした今までと違っていただきます。
0:43:22	。
0:43:23	はい、規制庁、
0:43:43	規制庁、
0:43:49	スクラバの
0:43:53	四つほど確認させてもらいたいと思います。
0:43:58	まず1、
0:44:00	点目ですけど、ページの125ページ
0:44:06	主要表作る
0:44:13	続いています。
0:44:15	で、その中で受振による損傷の防止のトップドームを
0:44:21	ちょうど中段ぐらいですけどスクラバ第2類って書かれて、アンカーボルトが同じ仕様で四つ。
0:44:29	成功して書かれてるんですが、
0:44:32	これは実際にはですね、
0:44:37	ボルトの径と本数は一緒なんですけど、 のものと のものを2種類が使われて、
0:44:46	これらは許容限界違いますんで、これは分けて区別して帰っていただききたいと思います。
0:44:56	合わせて適用箇所の、これは保護枠膳本た分かれてますので、それぞれ違う仕様のもので使ってますので、その辺がわかるような書き方に
0:45:08	していただきたいと思います。
0:45:11	それから二つ目なんですけど、
0:45:15	今回の補正でですね、NASTRANのバージョンが母線140ページ
0:45:24	その場合、
0:45:27	ナースと。

0:45:34	18年まさ新しいバージョン
0:45:39	以前ですねこれなぜ、
0:45:42	だって解析コードは健勝資料の説明をお願いしているんです。前回は
0:45:47	コメントで九番の検証の。
0:45:51	資料の概略の考え、検証した内容について回答をいただいておりますが、バージョンがかかってしまったので、こういった検証、
0:46:01	従来やっていた検証のデータっていったものに影響が出てないかどうか、一応確認をお願いしたいと思います。
0:46:11	それから3点目ですね、件数、
0:46:16	VIII. 設これ計算書のほうですが、建設設の3日の機能、121の表と蒲池の表示ですね。
0:46:28	それでヨウ素はり要素の
0:46:30	エーザイをすると、
0:46:34	この一覧表が出てます。
0:46:36	他の機器の場合部材とか、
0:46:40	ボルトとか別の、いわゆる部署、どこに使うもの使っている場所で書かれてる
0:46:47	その機器の
0:46:48	シェル要素はり要素っていう
0:46:51	区別で書かれて、どこにそれが使われているのかというのがちょっと明確にわからないので、適用している箇所を表のところに付け加えていただければと。
0:47:04	それから4点目なんですけど、これは
0:47:10	スクラバーの耐震計算の計算結果っていうのが
0:47:14	50ページ載ってます。
0:47:17	その中で据付ボルトの評価結果っていうのが、
0:47:22	前回の補正資料からですね
0:47:26	大幅に数字が変わってます。
0:47:29	例えばせん断せ、
0:47:31	ところが各修正していただいている部分なんですけど、全部
0:47:37	引抜き
0:47:46	という意味合いもどっか大きく変えてる患者高いダウンカマ土が変わってるんじゃないかなというふうに想像する
0:47:54	これ大幅にこの数字が変わったっていう理由について説明をお願いしたいと思います。
0:48:00	議長の4点です。
0:48:02	確認あればお願いします。

0:48:09	電子が商業のウチダですとか御指摘いただいた4回
0:48:15	詰めさせていただきますので、回答あっていただきますのでよろしくお願いします。
0:48:21	よろしくお願いいたします。
0:48:25	はい、規制庁あり対数じゃ続きまして、原料倉庫ピット発電機室、
0:48:40	規制庁の武田です。
0:48:43	では現業層厚附属建物発電機室等につきまして何点かコメントをさせていただきます。
0:48:52	まず204。
0:48:54	ページ
0:49:00	構造材の仕様表になるんですけど。
0:49:03	PAR防火ダンパについて記載をお願いしますということです。
0:49:08	ここ、
0:49:09	等火災影響評価等で防火ダンパ考慮入れられてると思いますので、追記をいただきたいということになります。
0:49:19	続きましてがちょっとページ戻って申し訳ないです。
0:49:22	140ページになります。
0:49:28	主発電機室の仕様表になるんですけど。
0:49:33	さらなる安全裕度向上策としてF3竜巻の検討が行われているわけなんですけれども、
0:49:40	このF3竜巻の検討が行われている理由ですね、これを事業評価に照らして説明をしていただきたいということです。
0:49:50	事業許可の中でF3竜巻の検討を実施するのかといった建物が該当しているのか。
0:49:56	それでこの附属建物発電機室がそれに該当するのか、そういったところを説明をお願いします。
0:50:05	すみません。
0:50:10	約15ページ。
0:50:14	合わせて見ていただきたいんですけど。
0:50:21	電気室の立面図と時刻水になりますが、
0:50:28	ダンパ、
0:50:29	するのかなというか以降ですね。
0:50:33	小さい開口等、
0:50:35	比較開口と丸い開口部があると思うんですけど、この開口の位置がわかるように立面図のほうに記載をお願いします。

0:50:43	9日以降の要素ですね、これもあわせて追記をしていただきたいと思います。
0:50:53	続きまして、これも図面からのコメントが324ページ。
0:51:00	これも発電機3結果、
0:51:09	■と解消であるというのであればその旨を記載をしていただきたいと思います。
0:51:16	図面からのコメントは以上になります。
0:51:20	次のページが700ページになります。
0:51:34	今後ですね。
0:51:41	御説明書の
0:51:45	はい。
0:51:47	会社の説明書きのところなんですけれど、
0:51:50	100ページの一番上の文章ですね。
0:51:55	このまた以降の記載なんですけど、
0:51:59	読み上げますと、耐震重要度分類第2類の建物及び構築物の耐震重要度分類第3章の
0:52:07	耐震強度のボルトまたは溶接で固定されているため、
0:52:12	構造的に一体として設計する必要はないという記載なんですけれども、ちょっとこのRI意味がですね、一応理解できないところがあるので、
0:52:23	ちょっと舌足らずなところがあるんじゃないかなと思いますので、意味が伝わるように説明を追記していただきたいと思います。
0:52:44	出まして、同じ700ページなんですけれども、
0:52:50	原料層厚地下ピットと附属建物発電機室の一次設計のところでは許容応力評価において高構造設計基準の
0:53:02	文献を参考に協力を定めているということなんですけれど、
0:53:07	これがどこで
0:53:09	高高度設計基準を用いられて用いているのかなということを説明していただきたいと思います。
0:53:15	もし用いていないのであれば、これは削除閉まってよろしいかと思います。
0:53:23	はじめまして。同様の御説明なんですけれど、707ページ。
0:53:31	外部からの衝撃に関する説明になるところなんですけれども、
0:53:42	現状双方地下ピット等において外部からの衝撃に関しての項目が使用表で今全部横棒になっているかと思うんですけれど、
0:53:52	この地下ピットにつきましては、基本的に建物である転換工場の
0:53:59	結果で包絡されるのかなと思うんですけど、法制上の影響で何かあるんじゃないかなというふうに思っております。

0:54:06	それが1時間150mm程度の雨が降った場合、地下水の上昇とかっていうのがあるんじゃないかなと。
0:54:13	その場合に、安全機能に関して何か影響がないのか。例えば溢水が外部からの溢水がないのかですとかそういうやつが、まあええと。
0:54:25	力壁に影響するんじゃないかとか、そういったことをちょっと思っておりますので、無効確認をいただきたいと思います。
0:54:35	続きまして、709ページ
0:54:47	コーセーの説明のところなんですけれど。
0:54:59	なお書きで記載をさせていただいているところなんですけれど、なお附属建物発電機室は、航空機落下及び電磁的障害は対象外であると。
0:55:09	いう記載がありますが、対象外である理由をあわせて追記をするようお願いいたします。
0:55:19	717ページ。
0:55:28	非常用ディーゼル発電機に関するところなんですけれども、
0:55:32	電磁的障害への対応が必要ではない理由というのを記載させていただきたいと思います。
0:55:41	転籍障害2類については、DGの制御関連のインターロックに影響がない。
0:55:49	ここは影響がないというふうに記載があるんですけれど、GTGそのものの制御に影響するものはないのかということをやっと再度確認をさせていただきたいと思います。
0:56:04	1ページ。
0:56:07	加工施設への沸騰のほうな侵入等の防止についてのところなんですけれども、
0:56:14	ここでの
0:56:15	非常用発電機室について出入り管理についての説明を追記をお願いします。
0:56:23	たとえ建屋への出入りですね、これをヶ月いい装置で管理しているのかとは性状で管理しているのか、そういったところを追記をさせていただきたいと思います。
0:56:37	続きまして80600ページになります。
0:56:43	構造計算書からのコメントになるんですけれども、
0:56:47	800ページの下の方は1通りのモデル図でございますが、
0:56:55	これ、
0:56:56	供用だしデータ置き場かなと思われる方町スラブが出ているんですけれど。
0:57:02	それが797ページの畜水には、

0:57:07	あと、スラブは、名がかわりとして上げていく。
0:57:11	設計なので、
0:57:13	これの整合性についての説明をお願いします。
0:57:20	きまして 808 ページ。
0:57:26	これは
0:57:28	何ですけど、壁の水平断面図も拝見図があるかと思うんですけど。
0:57:34	ちょっとここについての質問になりまして、室内カバーについて、
0:57:41	縦金が外側にある理由ですね。
0:57:44	本来面会の曲げを受けるような場合でない限りは、比較的相当側に
0:57:56	あとはそうですね。内川にあるかと思うんですけど外側にある理由っていうのを説明をお願いします。
0:58:06	次のコメントが 811 ページになります。
0:58:11	この積載荷重として記載されている記載か積載荷重一覧表なんですけれども、
0:58:17	積載改善の設定の根拠
0:58:21	こういったものを追記をお願いします。
0:58:24	建築学会そのものを変容してるのであればその旨を追記していただければと思います。
0:58:34	819 ページ
0:58:39	ボーリング柱状図①地点と丸について記載があるんですけども、
0:58:45	①時点が、前回の補正前と比べて若干その抑えているシールマイナス 7.5 として押さえている値が違うように思うんですけど、この理由の説明をお願いします。
0:59:05	コメントが 826 ページになります。
0:59:15	これは科学衛星いただいてるところなんですけれど。
0:59:18	改良体センター平均
0:59:22	上回ることを確認が保守的に考えて 24 とするという差異があるんですけど、平均N値が 37 ページに回ることを示していただきたいと思います。
0:59:36	向こうに関するところでもう 1 個コメントなんですけれど。
0:59:41	事業許可で約束事として挙げているNTC30 以上の差礫層尻ですとするということの定義はこれを明確にした上で、
0:59:51	何を基準に事業許可での約束を達成するのか。
0:59:56	認可を受けることができるかと考えているのか説明をお願いします。
1:00:00	例えば、先端の改良体のセンターのN値が 30 以上であれば 30 以上の砂礫そうであればいいのか。

1:00:08	その平均N値も三条じゃないといけないのかと。
1:00:13	そういったところ、景気をはっきりさせていただいた上でちょっと説明をしていただきたいと思います。
1:00:20	最後なんですけれど、831 ページ。
1:00:27	これは設計
1:00:33	思考力度の評価結果というのは、それぞれ長期と短期であるかと思うんですけれど、この結果見ていただくと、F1、そのタイプF1 のほうが鉛直荷重が大きい結果になっているんですね。
1:00:49	しかしながらの開状態これ面積F2 のほうが大きいとなっております。
1:00:56	逆であるべきじゃないのかなと思っているんですけれど、どういった理由でこのような設定をしている理由を教えてくださいたいと思います。
1:01:07	私から確認事項は以上になります。不明点あればお願いします。
1:01:16	三菱原子燃料の中でコメント案配付いたしました書き足りないところ、それから気体が不適切なところを1 回見直したいと思います。ありがとうございます。
1:01:27	水素だけですはいよろしくお願いします。
1:01:46	はい。
1:01:52	本編の方。
1:01:54	非常用電源非常用電源頒布について。
1:01:59	はい、規制庁の上原です。基本的に例示本体の個目ですね、連絡させていただきます。
1:02:07	164 ページ、それ。
1:02:10	145 ページの工事の手順とそれからずりK-2 の賦課系統ですね。
1:02:17	見ますと、ケーブル配線既設の時から切り離しを新設で次へ接続するとありまして、ケーブル再利用するの見えるんあ読めるんですけれども、申請対象のケーブルをどの範囲なのかを明確にさせていただきたいと思います。
1:02:37	その際ですね再利用の場合は難燃性の要求評価とか新たな
1:02:43	追加仕様への要求があると思うんですけれども、それは満足できるのか、再確認。
1:02:49	の上明確にさせていただきたいと思います。
1:02:53	それから老婆心ながらですね、手順として例示の位置に経営は同時の機能喪失は確保施設の維持管理上認められないと思いますので、
1:03:03	時に系の同時の切り離しはしないということを明確にさせていただきたいんですが、
1:03:08	とフロー図のほうには注記があつてですね。
1:03:13	個別に実施するとあるんですけれども、

1:03:18	本文にもですね、ぜひここは、
1:03:22	同時のラド切り離しというような、しないということを明記いただきたいと思います。
1:03:30	それから 255 ページ。
1:03:34	ずり説の 1 の使用表ですかね。
1:03:39	この効き目がですね、非常用設備、
1:03:43	次の非常用電源設備というのは抜けてまして、非常用ディーゼル発電機となつてですね。
1:03:51	要はミドルネームが入ってないように見受けられますので、見直していただきたいと思います。
1:03:58	それから 256 ページ
1:04:04	これあのですね。
1:04:07	先ほどレンジ障害の話は、
1:04:11	タケダのほうから連絡した通りでだぶりですからですね。
1:04:15	それから 447 ページ。
1:04:19	刷り説の 1 ページの外形図ですけれども、
1:04:26	これ外形図マスターのベースプレートと本体
1:04:29	これは一体もののように見えるんですが、一体物でいいのか。
1:04:35	溶接数とか頑強な作りですか、になっているということを改めて確認いただきたいと思います明記いただきたいと思います。
1:04:46	それからですね、
1:04:52	それから時の配管の支持、それからケーブル支持
1:04:56	これはどのように実施するのか。
1:04:59	基本的には耐震分類は 2 類だと思うんですけど。
1:05:04	再利用のケーブルの部分も含めてですね。
1:05:07	ケーブルサポートの工事というのは申請対象かどうかですね、明確にして説明いただきたいと思います。
1:05:16	それから
1:05:18	これは 1488 ページですかね、閉じ込めの機能も負圧維持に必要な負荷容量ってというのが 170。
1:05:27	はい。
1:05:28	kw 負荷量の与え変えてございますが、
1:05:31	適合説明のこれは排気管の駆動という孔部、文書もございましてですね。
1:05:40	例えば給気ファンとか、

1:05:42	Hという略を書いておりますが、空調機ですかね、冷凍機等の空調機だと思うんですが、それは必要ない、要するに負圧維持に必要なのは排気ファンの駆動の照明の 170kWだけでいいと。
1:05:56	いうことでよいのかどうかですね、これちょっと確認いただきたいと思います。
1:06:04	レジの関係は以上です。
1:06:13	INESサトウをいただいたコメントについては的に方によっていただきました。
1:06:21	はい、よろしくお願いいたします。
1:06:24	規制庁アリタです。
1:06:28	上記ドレンラインについて。
1:06:30	そして、
1:06:33	原子力規制庁の流れです。
1:06:37	蒸発器の状況、ドレンラインですけれども、349 ページに、K-1 の 4 分の 4 ページに、
1:06:48	細管の記載がありますので、このうち提案の蒸気遮断弁については、安全機能番号を持っています。次回更新世ということになってますが、安定的に番号がありますので、
1:07:05	それから、評価 349 ページです。同じ図面書式ドレン系配管のネットワークについては蒸発器内のJSOX漏えい時ののですが、これを受け入れる。
1:07:20	配管廃棄物系統になってきたはつきりつけになっておりますので、その収集槽、
1:07:28	ね、附属設備として、次回以降に、
1:07:35	以上が当然、
1:07:39	引き続きですね、共通事項として三つお伝えしますので、ちょっと今のこれまでいろいろお伝えしましたけれども、使用料の変更内容、
1:07:54	変更内容なんですね、改造とか設計変更の内容が漏れなく記載されていることを再確認してください。それから、工事系工事の計画が技術基準に適合していることを十分に説明するようにいたします。
1:08:15	それから、特に、先ほどと重複しますけれども、66 ページのさっきの終了の共通課題とかですけれどもいろいろ設備撤退関わるような改造工事については、
1:08:29	記載を、
1:08:31	これ内容をお願いします。
1:08:35	それから、添付説明書のほうになりますけれども、これは今まで幾つかの連絡をしておりますが、585 ページからの協賛で設工認申請対象の
1:08:50	申請状況がありますので今回 6 月 10 日のメーターとお伝えしましたけれども、一部の機能については分割申請網を見ていただくということで、

1:09:05	大変なっておりますので、表にですね、越流してくださいとか 687 ページから表 1 の一井
1:09:16	ですね、今回申請の
1:09:22	構築物とか、
1:09:27	システムといいますかね系統、それから広報機器ですね、静水シート四つ修正ますけれどもの技術基準に対する設計の対応表を
1:09:43	申請内容と整合する形で今今回ですね、前回の面談と後日お願いいたしますっていろいろ修正がかかったものにタイプ整合性に監視をしてください。
1:09:58	それとですね、
1:10:01	これまでの
1:10:04	コメントでいろいろまた面的になってしまうと思いますが、図面でホール等を識別してくださいとか計画、
1:10:14	を記載するということでお伝えしているのは、設計状況どうかですね、
1:10:24	求められるものの計算。
1:10:28	添付計算書と見比べたときに、
1:10:35	そのインプットと整合しているかっていうのがわからない状況なので、追加してくださいというお伝えをしているものが数多くありますので、その際に、10、17 いただきたいのは単にする等を記載するだけでなく、
1:10:51	トータルフォールト系であるとか本数であるとか、それが設計のインプット計算のインプットとうまく整合が指定さ整合しているということも合わせてですね、書類の中で整合性。
1:11:07	それから計算結果がとしての設計確認値として厚さだとか、材料のするとあれですね、記載されているかということをよくチェックした上で補正をするようにしてください。
1:11:24	全体の共通のところでございます。以上です。
1:11:37	なぜ起こったのかどれの売価をとろうか考え方を御説明あってだとございます。今日は
1:11:50	規制庁ナガイです。どれ配管のとこちょっと聞こえづらかったんですけど、もう一度お願いします。
1:12:00	はい、なぜはかが出て、一つはですねトレンの電動ドド系の下流の左岸弁ですね、ここで事故時荷重が壊れた場合にはそこへしていこうにはあり悪いね。
1:12:18	採らなかつたらということで、赤やアリタですね、安全機能回復というふうに言ってるけど、これをですね。あらかたをね、発生いただこうと思います。
1:12:31	原子力規制庁の範囲です。

1:12:36	そうですね説明していただくときに、
1:12:40	これは先ほどの
1:12:42	ねバグフィルターHEPAの後段のライト中間段階と同じなんですけど、申し込みドレンラインのところそういう設計であれば排水漏れた後の排水をどこに持っていていこうとしているのかということも合わせてですね。
1:13:01	もしくは何か赤粹処理をして普通の水といったですけど、何かフィルターを出そうとしてはそういうこともあって、合わせて説明をしていただきたいと思います。
1:13:16	今通常ですと、これが液体廃棄物処理系の一番のところで、に処理される
1:13:24	ようになって、
1:13:26	いますので、これはまさに対象が外にするような配管ではないのではないかとということでコメントしてますので、それも含めて説明をお願いします。
1:13:44	ダブってたと例えば含めたっていうのは子供今、
1:13:55	はい。
1:13:56	それでは申請書自体への指摘は、本日はこれ以上になります。続きまして、先週までにいただいたコメント回答。
1:14:06	ね。その回答について追加の際に再確認事項ということで、これについて移りたいと思います。
1:14:20	まず最初、順番に行こうと思います。
1:14:24	コメントNo.2164 番、ここにですね
1:14:30	インターロックの
1:14:34	0.4 ページは変えてくれると思うんですけど、この辺りについてはもう回答会等でこれでいいんですけど、これ。
1:14:47	ぜひちょっと葬祭の話かもしれない。2169 番、ここで
1:14:54	2.2 章の個別参照と書いてるんですけど、そもそも三方の回答見るのも関係ないが、これ。
1:15:02	誤記じゃないかと思うんですけどもお願いします。
1:15:07	次三つ目、
1:15:11	原料倉庫の関係なんですけど、2188 から 89 あと 2244、これは三つに関わるんですけど、四つか、この四つに関わるんですけど、これが見たところ原料倉庫ピットの内部溢水流入防止について、
1:15:28	の考えをちょっと整理できないかなと。で、例えば 2188 が 90 見ますと、
1:15:36	UFVI防護カバーの端のコーキングについてあくまで 10 設備であって、溢水量侵入防止を保障するものではないという話になってるかと思うんですけど、そうすると蒸発器についている量が好きの用の風洞

1:15:51	蒸発機用の防護カバーについても同様でも溢水が防げないわけだからその防護カバーの試算に中にある。
1:16:00	原料倉庫地下ピットに水がたまるのかというのも考えられます。
1:16:05	あと、こんなことはその許可のほう当たっていると。
1:16:09	添付の 5-2 でのこの 200 ページのところ原料さんは地下ピットの周りにより溢水流入構成の堰を設置するっていうのが手にいっすはやらないという話だったんですが今回の申請見るわけそういう堰の話はなくて、
1:16:25	これはもう今回は併記しないかなと。
1:16:28	その確認しておきたいと。
1:16:30	もしこの設置費などであれば、この許可から変更にあたるんで、申請書の添付説明で、それから説明してもらうとともに、あと、
1:16:41	隻の代わりにピットの中に水を入れない、そういう対策はあるの。
1:16:48	あと溢水が滞留者場合蒸発系の安全機能に対する影響ですとか、今日からの変更点とか、そういったことが十分説明されてないので、そういった説明ない守る設工認で事業等の設計方針を変えないように、
1:17:04	お願いします。
1:17:06	あと、火災
1:17:09	県民約 44
1:17:14	ここで何か 32118 番を引用して、これを
1:17:20	多分、
1:17:21	関係ないトイレみたいな候補がこれに 188 番。
1:17:25	間違えたと思う。
1:17:26	お願いします。
1:17:29	ここで一旦止めたいと思います。
1:17:38	アイメールある程度戸籍の編チバた校長会止まっているところでいただいて、達成青戸ますそれから堰の地下ピットへの溢水の侵入ですね、それについてはですね、ちょっと考え方っていうのと、
1:17:55	いや、他からの変更ですね。NTTをちょっと明確にするようにあったことを考えております。
1:18:03	はい。晶出よろしく申し上げます。
1:18:27	もう
1:18:30	規制庁沢です。今アリタが言ったコメントの中で、許可で約束した事故を変更する場合、きちんと変更表に取りまとめてとともに、変更する内容で、はい。
1:18:50	当安全機能等、
1:18:52	に影響を踏まえて御説明してくださいともう前回の

1:18:58	政府へと設工認申請からですね、何度も言ってるのはこういうものがこう繰り返し減つとう申請申請書の中で確認されないようにしてください。こういうものが存在するとですね、我々のほうも、
1:19:14	疑って全部もう一度見直さなければいけなくなりますので、いま一度こういうものがないのかというところを、この次の補正のときに、すべて見直しして確認してから提出し、申請してください。よろしくお願いします。
1:19:32	Arで大変申し訳ございませんでした。duに出資パイプ結構売れてほれていけるか違いますので、ではけど。
1:19:44	続いてたんですけれども、コメントの日 96 のところは障害だけではないので他の箇所にも水平展開してくださいということです。次の 2197 のところなんですけれども、
1:20:00	これは真空ポンプの性能についてコールドトラップとかコールドトラップ障害の仕様と整合したもので、その性能についてはげご説明をお願いします。
1:20:18	続いて、
1:20:20	にコメントの 203 なんなんですけれども、ここのところのその火災影響評価のところなんですけれども、これは最高使用温度に対して実施すべきではないんですかというのが当初からの
1:20:36	御質問です。運転温度に対してするというのであればそのところをきちんと制限約束事項制限事項として本文のほうに記載してください。
1:20:49	それと、
1:20:52	コメントの 204 なんなんですけれども、ここのところは確認した上で適切に修正しますことだけではなくてですね、説明も保守的な入力になっているところをですね、確認した結果を説明してください。
1:21:10	とりあえず確保できます。
1:21:19	／として残していません。
1:21:22	抵当
1:21:26	203 で最高使用温度と評価の考え方ですね、これで初めにコメントいただいた大光情報とかは整理ただわけね。通常運転状態とかファックス連結というのがあって、それぞれ必要なことを今、
1:21:46	プライド耐圧計算書あたりですけど、これはですね、ほかでまとめていただいた通り、設計情報用とAと実際のこの御説明というものを図面に明確に決めておいていろいろやりましたので、例えば増えることによってですね。
1:22:03	ではなくては、図面でパケットことより、だって言ったことを挙げております。
1:22:12	国勢調査ですよろしくお願いします。
1:22:21	引き続き

1:22:25	ヤマカワです。規制庁の田辺です。前回のコメント等のですね 2128 番についてちょっと確認させていただきます。コメントの回答として加工施設の安全性を確保する上で重要施設、
1:22:43	予備として閉じ込め機能を有する設備のうち加圧状態でウランを取り扱う機器を対象に最高使用圧力を使用表へ記載するというふうに御回答いただいているんですが、結論を
1:22:58	循環貯槽とか熱交換器っていうのは仕様表に各種パラメータを重要設備でないと記載しないっていう理解いいんですかっていうのを明確にお伺いしたいです。
1:23:11	ただそういった場合に系統図とか、図面の中でそういった使用温度も蓄圧よくっていうのは、記載の確認できるんでしょうかというのが次の確認事項です。
1:23:24	臨界の観点ということからもうウランの仕様温度上昇に対して県ケース破損することのない材料を用いるっていうふうにしていて、添付のところでシヨウ無と書いてますけど、圧力については系統図内で記載があるのは確認しているんですが、図面上でですねそういう、最高
1:23:44	もし温度とかがちょっと見えどこで見るとかわからないので、そこはできれば書いといていただきたいんです仕様表で書かないという整理だったとしてもどっかそういう図面上で、今のだったら随契法の 1P352 ページの中で、使用温度っていう坂越温度っていうのを加えていただいてそこに記載していただけないでしょうかっていうのがまず一つ。
1:24:07	目の追加コメントですね。
1:24:10	次のコメントとしてはですね、コメント 2120 訪問カバー率交換機のホームカバーの話なんですけども、そちらに対するコメント等ですね、HF 状況廃棄する機能を有する設備については次回以降申請しますというふうになっているんですけど。
1:24:28	今回申請されている方もカバーでこの UO 通訳強いだったりとか 1F の蒸気ですね、守れることなく、HF 状況廃棄する機能を有する妻次回以降のその申請すると言われている設備側でちゃんと総益できるんですよっていうことを御説明お願いいたします。
1:24:48	最後にに際し、2220 番のコメントをですね、こちら席のに対するコメントでご回答いただいた中で必要面積パートのはどれくらいで考え方はこうですっていうのを御説明いただいてその点拝承なんですけど、
1:25:06	結論結局堰のですね実際の面積がどれくらいなのかっていうところはぜひ一言記載するようにお願いいたします。
1:25:15	続き、

1:25:17	府営のですね効果がこれは本当に単純な誤差の確認事項なんですけども工業用水を用いるっていうふうにしているという、今回だったら何が該当するんでしょうか。例えばもしかすると循環貯槽であったりとか熱交換器、冷却系使うかもしれません外筒
1:25:37	使用表に外部収益による損傷防止に対するや設計士を記載するようにお願いいたします。
1:25:45	規制庁タナベからのコメントは以上となります。
1:25:53	まとめてございますか。
1:25:57	ウエハラとして透析はしました哀悼させていただこうと思います。
1:26:04	お願いいたします。まず最高使用圧力最高使用温度に対するものについてはですね育ててやっていただいた通りですね、かせるな是正を確保するって取り込みの揺れ命あった状態でウランを取り扱うっていうのはとても一般的に考えてございます。
1:26:21	それに対する期待はですねと今回の補正表決ららぽーと考えております。
1:26:28	よろしく申し上げます。
1:26:37	はい、次の指摘に移りたいと思います。
1:26:44	そう。
1:26:47	建設の継続。
1:26:52	3なのか。
1:26:57	そうですね。
1:26:59	規制庁のウエハラでJF検出器の警報設定値が当初警報値は一次元から 3g pmlに変えたし、質問ですね。
1:27:11	の1次回答はいただいたんですが、
1:27:14	検出感度の下限値であるとかですね、そういったことでUSVIの漏えい警報設備の設置目的を踏まえての何か説明になってないんで、そこらを踏まえて説明をいただきたいと思います。
1:27:34	それとこの間の議論の中で、例えば設置位置が低い位置に検出器を設けているとか、
1:27:41	JF検知器のほうは高い位置につけて、まずそういった観点での
1:27:48	件数できるなくって、時監査もあると思うんですけども、そういったところを総合的に考えてこれが最適なんだっていうところが読み取れませんので、
1:27:59	それを加えていただきたいと思います。
1:28:03	それからもう一つはですね、2238番で
1:28:09	無線通信でなし得た
1:28:13	建屋外の

1:28:14	そうなんじゃなくて中心単価のところ
1:28:21	用意するというようなところがありましたけども、
1:28:23	電磁的障害
1:28:27	不法侵入の防止という観点からですね、異常時異常が発生した場合は一応検知するというふうな答えになってなくて、異常が発生しないような対策ですね外部から検出器側に
1:28:41	悪さをされないような、そういう異常が発生しないような対策と。
1:28:45	というのが基本的な技術基準の要求ですので、
1:28:49	その内容、対応を検討していただきたいと思います。
1:28:54	よろしくお願いします。
1:28:59	メールなどで、今からあわせて、初めの2点が出て途中ちょっと大手が取り入れて参りましてですね、もう一度
1:29:08	だけど、ありがたいんですけど。
1:29:10	HF検出器の警報設定値の話ですね。
1:29:18	続きまして、はいはい。要は
1:29:22	なんだろう。最初1で私ども1gpmで
1:29:27	何だろうとはいわゆる3gpm妥当スクラバも起動するインターロックなんでその辺は前案として話し合ったのだったら
1:29:40	何か操作をするようなというふうに思ってたんですけども。
1:29:45	そうじゃないということかどうかも含めてですね。
1:29:50	それと今回はHF検出器とHF検知器の設置場所も違ってましたので、違えたところにつけるようですので、その辺を総合的に踏まえて、
1:30:06	今の30ppmの同じ設定値で検知器と検出器の関係ですね。
1:30:11	それが妥当なのか、その辺が読めるように回答いただきたいと思います。
1:30:17	わかりました。
1:30:19	メールアドレス宛にチバたいかほど岩類お願いします。
1:30:32	ドア引き継ぎまして、原子力規制庁の永井です。前回のメーカーコメントの1290番、
1:30:42	になりますんでこれは前回ですね、準備工事の図面の中で、許可等の対応ですね、つい301ページの図1回10分の1。
1:30:57	準備工事の図面で現状の
1:31:02	許可の記載の全室だったんす名称が記載されていないので、
1:31:11	よく見るということコメントをしましたが、新しい許可カーにおいてですね、鉛直から変更がある場合には、今回の設工認の申請はまだ変更工事の状況にはなっていないので、準備工事の図面で、

1:31:31	延長の部屋名称を記載しているような場合にはですね、概ね図面の中にきちんと書き込むようにしてください。特に管理区域の区分図であるとかこういうのは現行の保安規定にも規定があって、
1:31:48	あるな中において準備工事ですね、核燃料物質に汚染されている設備機器を取り外しなりして保管する場合がありますけれども、その場合には、
1:32:04	例えば非管理区域に持ってっちゃっていくとかそういうことがないようにですね、一時管理主体種管理区域内に一時保管するような計画であるというような観点も含めて工事の
1:32:19	方法等の関連も含めて、図面の方。
1:32:25	に反映するというので再確認をするようにしてください。
1:32:33	ちょっとこれはコメントの修正というか、うまく趣旨が伝わってなかったようですので改めてコメントさせていただきたいんです。
1:32:46	以上です。
1:32:50	AdSec青天井で挨拶は確認を取り入れられて対応させるようなことは、
1:33:00	追加で
1:33:02	すいません規制庁の田辺です。前回の確認事項ではなくてちょっと改めて1個お伺いしたい点があるんですが今、ちょっと確認させてください。
1:33:14	ページで言うと52ページの循環貯槽なんですけども、ここも閉じ込め閉じ込め機能ですね、事由のうちの節22D言おうII F II 溶液を取り扱う設備機器は飛散防止カバーを設置する。
1:33:34	括弧UFVIのボックスで兼用するっていうふうに書いてあるんですが、これって循環貯槽の配管も配管用のカバーっていうのがございますよね。
1:33:46	それも何か別の共用されている。
1:33:50	っていう理解でよろしいんでしょうか。それとも循環貯槽は循環貯槽単品として配管用カバーを持っているっていう整理でよろしいんでしょうか。
1:34:06	いわゆる合わせて、
1:34:09	なお、玄海港自体はですね付保かかり入っておりますので、そこからカバーを上げてくる配管ですね、配管は住宅ローン近いところは駆動IPOって程度からフルード出してからですね配管用のカバーを持っております。
1:34:30	それって一応循環貯槽の、そんな構成するその他節理んていうふうな整理なんでしょうかね。そうすると何かそうって図面で見えてないのかなっていうのと、あと有用その配管用カバーっていう
1:34:48	その耐震計算書とかって必要ないんですかっていうのをちょっと単純に聞きたいんですけど。

1:34:59	ヤマカワすみません、ちょっと不徹底を今等では、ここの状況とかに飲んでいてないんでちょっと対応を継続させへんとかっていうわけは
1:35:15	県が検討しますっていうのは多分図面上は見えないんで、図面上は会議いただく必要があって、耐震計算とかってこれ必要になるんですかね。
1:35:25	。
1:35:26	バーナ耐震計算書、例えば何かUFVI防護カバーの配管用カバーって耐震計算書ついている。
1:35:34	そういうものがあると、これって、
1:35:37	国庫いつも必要やってくるものなんでしょうか、そういったものを何かそのカバーっていう名前ですけど、別にやっぱりそういうのが必要ない何かあつ天井の形状してるっていうんですかね。そういうようなものなんでしょうかね。
1:35:52	当方で確認の上回答させていただきますはいすいませんお願いします。
1:36:02	かなりからは以上になります。
1:36:08	はい、原子力規制庁ナガイです。繰り返しになるんですか。今の例にもあるんですけれども、今回あの系統内の設備機器がですね、すべて申請されていない状況にありますので、今のような点。
1:36:26	そうですね。申請範囲にまず含むのか含まないのかで拭くもんであれば含む今回の申請範囲を明確にするということですので、時開口との取り合いについても、
1:36:41	じゃあ、その図面で次回以降と書くなら一言書いていただければ結構ですけれども、間もなく今準備中だと思いますけど、次回以降の6時申請のほうでは、この5次申請で申請済みというのも、
1:36:56	含めた上で、とりあえずがわかるようにしっかりと管理するようにお願いします。
1:37:02	以上です。
1:37:08	選べ入れちゃった。
1:37:11	はい。規制庁アリタです。
1:37:14	本日用意してた指摘事項以上になります。追加で何かございますでしょうか。
1:37:26	MNFさんから何かこの場で目標。
1:37:30	ございますでしょうか。
1:37:38	はやった大丈夫で、
1:37:43	いや、ちょっとこれ内容ですので、
1:37:47	ちょっとここがないようでしたらこれで面談を
1:37:51	はい。
1:37:53	すいません。

1:37:54	それから、
1:38:00	特にあれですけども、
1:38:04	ですね。
1:38:16	この前お願いしたやつを足したと思いましたがけれども、
1:38:25	どっかと
1:38:27	これ、
1:38:28	そしてやつの理由がちょっといまちよくわからなかったんですけどね。
1:38:43	どうぞ。
1:38:55	タケダ原子力規制庁ナガイです。本日の面談市場で一応一時回答といいますかね前回 20 日分のコメント回答をいただいておりますけれども、こちらの回答も含めて、あと本日の
1:39:12	事実確認事項の回答も含めてですね。また別途、みなせ三菱石井原子燃料を向こうで回答が準備できた段階で、
1:39:27	メーターを実施したいと思いますので、その資料につきましては、10 事前にいただければ確認した上で、追加の本日の面談の
1:39:43	資料の回答も含めてですね、回答追加の事実確認があれば、次回面談でしたいと思います。検査関係についても、今日わかる範囲で、
1:39:56	ちょっと
1:39:58	あれば、今しておりますので、
1:40:04	すみません。
1:40:05	1ヶ所で次回の面談に合わせて詳細確認をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。
1:40:18	エネットチバた。
1:40:20	はい、それでは本日の面談終了しようと思います。お疲れ様でした。
1:40:28	ありがとうございます。
1:40:35	はい。